

令和5年度第2回 富良野市環境審議会

資料

○森林の保全と育成

【森林整備計画とは】

森林法第10条の5に基づき、富良野市内にある森林の適正な管理と保全のために必要事項を定める計画で、5年毎に策定する10年の計画

森林法第10条の5（市町村森林整備計画）

第1項

市町村は、その区域にある地域森林計画の対象となっている民有林につき、五年ごとに、当該民有林の属する森林計画区に係る地域森林計画の計画期間の始期をその計画期間の始期とし、十年を一期とする市町村森林整備計画をたてなければならない。ただし、地域森林計画の変更により新たにその区域にある民有林が当該地域森林計画の対象となった市町村にあつては、その最初にたてる市町村森林整備計画については当該地域森林計画の計画期間の終期をその計画期間の終期とし、当該市町村森林整備計画に引き続く次の市町村森林整備計画については当該地域森林計画に引き続きたてられる次の地域森林計画の計画期間の始期をその計画期間の始期として、たてなければならない。

第2項～第10項 省略します

森林整備計画において掲げる事項、森林整備計画を定める際の手続きなどについて規定されています

【富良野市の森林の現状】

市の総面積 60,071ha うち森林面積 42,987ha

森林面積

国有林 15,360ha

民有林 27,627ha（東大演習林所管 22,007ha、それ以外 5,620ha）

その中で市有林は？

市有林 836ha（人工林 479ha、天然林 348ha、その他 9ha）

【森林整備の具体的な取り組み】

令和2年度

市有林 間伐 24.86ha、造林 2.85ha、下刈り 14.08ha

民有林 人工造林 54.41ha、間伐 4.93ha、下刈り 89.23ha

令和3年度

市有林 間伐 23.85ha、下刈り 18.65ha

民有林 人工造林 38.83ha、間伐 13.96ha、下刈り 122.83ha、保育間伐 22.97ha

令和4年度

市有林 皆伐 3.24ha、下刈り 20.44ha

民有林 人工造林 36.54ha、間伐 18.79ha、下刈り 110.92ha、保育間伐 3.21ha

○野生生物との共生と保護活動の推進

【野生鳥獣による被害面積、被害額】

令和4年度 被害面積 735ha
被害額 147,779 千円

【野生鳥獣の捕獲数】

単位：羽・頭・

	ヒグマ	エゾシカ	キツネ	タヌキ	ユキウサギ	カラス類	ドバト	キジバト	アライグマ
R2	13	832	47	31	25	22	8	8	147
R3	21	822	48	31	13	62	21	19	203
R4	15	709	34	18	27	28	60		198
R5	22	412	62	55	37	52	24	2	329

※R5 は令和6年2月5日時点での捕獲数

シカは猟友会からの報告・集計を随時としていないため、R5 は未集計がある
アライグマは猟友会の捕獲数だけではない

【アライグマの捕獲・処分】

- ・アライグマの捕獲には2つの法律がある。
- ・「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」
狩猟鳥獣に指定されているので、狩猟により捕獲が可能。狩猟免許が必要。
(該当するのは主に猟友会で、この法律での捕獲が可能)
- ・「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」により特定外来生物に指定され、原則として飼養、運搬、譲渡、輸入等の行為が禁止されている。特に野外へ放つことは重い罪となる
- ・アライグマ防除実施計画を策定し、富良野市全域における防除の実施について確認を受けており、本法に基づく捕獲が可能となっている。
- ・現在は、箱わな等での捕獲後に焼却処分としている。処分を担当している職員については、事前に許可をもらい対応している。
- ・防除のための講習会の受講者が従事することが可能であり、担当職員は講習を受けている。

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律

(地方公共団体の責務)

第2条の3

第2項

市町村は(特別区を含む。以下同じ)は、当該市町村の区域における特定外来生物による生態系等に係る被害の発生の状況及び動向その他の実情を踏まえ、都道府県の施策に準じて、我が国における定着が既に確認されている特定外来生物による生態系等に係る被害の防止のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第17条の4

市町村は、その行う特定外来生物の防除であって防除の実施体制及びその他の防除の内容について主務省令で定める基準に適合するものについて、単独で又は共同して、主務省令で定めるところにより、主務大臣のその旨の確認を受けることができる。

第18条

国及び地方公共団体以外の者は、その行う特定外来生物の防除について、主務省令で定めるところにより、その物が適正かつ確実に実施することができ、及び第17条の4第1項の主務省令で定める基準に適合している旨の主務大臣の認定を受けることができる。

災害に配慮した森林の伐採作業について

森林を伐採する場合は、次の点に留意し降雨などにより表土や未利用材（追い上げ材・枝条等）が流出しないよう考慮した作業をお願いします。

①排水路に仮設した通行用橋について

伐採用重機や木材搬出のための取り付け道路として排水路上に仮設の橋を設置した場合は、事業完了後速やかに撤去すること。

伐採完了から搬出まで長期にわたる場合は一度撤去すること。

特に、8月～9月、3月～4月にかけては台風や融雪により増水することがあるため速やかに撤去すること。

②未利用材（追い上げ材等）の流出防止について

追い上げ材や枝条、梢など素材として利用できないものを土場等に集積する場合は、排水路や河川、道路などに流出することのないよう留意すること。

排水路・河川・道路付近の伐採木については、伐根高を高めにし、また、稚幼樹や灌木など素材として利用しない立木はそのまま残すなどにより流出しないよう配慮すること。また、極力重機などで敷き均し積上げないよう配慮すること。

③未利用材の有効活用について

追い上げ材や枝条等を薪などに使用したい人がいる場合は出来るだけ販売・譲渡するなどして現地に集積する量を少なくしましょう。（所有者了承の上）

④人工造林について

伐採後の造林の方法として人工造林を選択している場合は、伐採完了年度の翌年度から起算して2年以内に植栽することとなっていますのでご注意ください。

⑤天然更新について

伐採後の造林の方法として天然更新を選択している場合は、素材にならない稚幼樹、若齢木、及び母樹については、極力残すなど速やかに更新されるよう配慮すること。

⑥森林の状況報告書の提出について

平成29年度の森林法改正により伐採及び伐採後の造林に係る森林の状況報告書を提出することとなっています。

【提出時期】

人工造林を計画～

- ①伐採完了後の翌年度から起算して2年以内若しくは人工造林完了後のどちらか早い方

天然更新を計画～

- ①伐採完了後の翌年度から起算して5年以内若しくは天然更新完了後のどちらか早い方
- ②5年以内に天然更新が完了していない場合は、その翌年度から起算して2年以内に人工造林を行い完了後

林地外転用を計画～

- ①伐採の期間の末日から30日以内